

国会

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

法律番号：94/2015/QH13

暫定留置、勾留の執行法

ベトナム社会主義共和国の憲法に基づき、国会は暫定留置、勾留の執行法を公布する。

第1章

総則

第1条 適用範囲

本法は暫定留置、勾留執行の原則、手順、手続き、暫定留置、勾留執行・管理機関の組織、責務、権限、被暫定留置人、被勾留人の権利、義務と暫定留置、勾留執行における関係機関、組織、個人の責任を定める。

第2条 適用対象

1. 被暫定留置人、被勾留人
2. 暫定留置、勾留を管理・執行する権限ある機関、個人
3. 調査機関および幾つかの調査業務を委ねられる機関
4. 人民検察院
5. 人民裁判所
6. 関係機関、組織、個人

第3条 用語解釈

本法において、下記の用語は下記の通り解釈される。

1. *被暫定留置人*とは、暫定留置期限中、暫定留置延長期限中において、拘留所で刑事訴訟法により管理される者のことである。
2. *被勾留人*とは、勾留期限中、勾留延長期限中において、拘留所で刑事訴訟法により管理される者のことであり、被疑者、被告人、禁錮の刑に処せられた者、死刑判決を言い渡されたが判決が法的な効力をまだ発していないもしくは判決執行を待っている死刑囚、または身柄引渡しを待っている被勾留人を含む。

3. 暫定留置、勾留制度とは被暫定留置人、被勾留人を拘留管理する制度、および被暫定留置人、被勾留人の飲食物、宿泊、衣類、個人荷物、健康管理、精神生活、手紙のやり取り、贈物・書物・新聞・資料の受け取り、親族・弁護士・領事などとの面会に関する制度のことである。

4. 拘置所とは被暫定留置人、被勾留人を拘留・管理する施設で、暫定留置所、勾留所、国境ポストの暫定留置室を含む。

5. 拘置所からの移送とは、被暫定留置人、被勾留人を権限機関、権限者の命令、決定により、刑事訴訟事務、健康診断、治療、領事との接触および法律所定の他の権利と義務を実現するために、一定期間に拘置所から移送させることである。

6. 個人記録ファイルとは、権限機関が被暫定留置人、被勾留人の履歴概略、外観、3つの姿勢の写真、両手の人差し指の指紋を作成・保存する書類のことである。

7. 個人記録・指紋採取ファイルとは、権限機関が被暫定留置人、被勾留人の履歴概略、全ての指の指紋を作成・保存する書類のことである。

8. 被暫定留置人、被勾留人の親族とは、被暫定留置人、被勾留人の祖父母、実父母、養父母、妻の両親、夫の両親、妻、夫、実兄弟、実姉妹、実子、養子、義理の娘、義理の息子、実孫のことである。

第4条 暫定留置、勾留の管理、執行原則

1. 憲法と法律を遵守する。人権、国家の利益、組織・個人の合法的な権利と利益を確保する。

2. 権限ある機関、個人の暫定留置、勾留、釈放についての命令、決定を厳正に実施することを確保する。

3. 人道に基づき安全を確保する。拷問、無理強い、加辱刑等、被暫定留置人、被勾留人の合法的な権利と利益を侵害するような処分をしないこと。

4. 本法と関連法令に制限される範囲でなければ、被暫定留置人、被勾留人が人権、市民の権利と義務を果たせるように確保する。

5. 拘留管理の適用は被暫定留置人、被勾留人の違法行為の性質、程度、年齢、性別、健康状態を配慮し、被暫定留置人、被勾留人の他の人身の特徴および女性、子供の男女平等、正当な権利、利益を確保する。

第5条 暫定留置、勾留の管理・執行における機関、組織、個人の協力責任

機関、組織、個人は暫定留置、勾留の管理・執行において、自分の責務、権限の範囲内で、本法で定まった権限ある機関と協力し、要求を実施する責任を負う。

第6条 暫定留置、勾留の管理・執行の活動の検察

人民検察院は、本法、人民検察院組織法、刑事訴訟法で定まった暫定留置、勾留の管理・執行における関係機関、組織、個人の法律遵守を検察する。

第7条 暫定留置、勾留制度の執行の監視

国会、人民評議会、ベトナム祖国戦線は、法律で定まった暫定留置、勾留の管理・執行機関および暫定留置、勾留に関係ある機関、組織、個人の活動を監視する。

第8条 禁止される行為

1. 拷問、無理強い、加辱刑、人間を侮辱する残酷で、非道な扱い・懲戒、または被暫定留置人、被勾留人の合法的な権利と利益を侵害する全ての言動。
2. 暫定留置、勾留、釈放に関する権限ある機関、個人の命令、決定を執行しない行為。
3. 違法拘留、被暫定留置人、被勾留人の違法釈放、被暫定留置人、被勾留人の管理、見張り、護送の規定に違反する行為。
4. 本法および他の関連法令に定められた、被暫定留置人、被勾留人が親族との面会をする権利、弁護権、法的支援享受権、領事接触権、不服申立権、告発権、人権およびその他の公民としての権利と義務を果たすことを妨害する行為。
5. 拘置所を破壊する行為、拘置所の財産を破壊する、または故意に故障させる行為、拘置所からの逃亡、または逃亡準備の行為、護送中の逃亡、または逃亡準備の行為、被暫定留置人、被勾留人を救出する行為。
6. 拘置所の内規、拘置管理制度、または暫定留置、勾留を管理・執行する権限機関、個人の決定、要求を遵守しない行為。
7. 他人に対し、暫定留置、勾留の執行に関する関連法律に違反するような扇動・駆り立て・支援・隠蔽・強制などを実施・指導する行為。暫定留置、勾留の執行において他人への復讐や生命・健康・名誉・人格・財産を侵害する行為。

第9条 被暫定留置人、被勾留人の権利および義務

1. 被暫定留置人、被勾留人は下記の権利がある。

- a) 生命、身体、財産を保護され、名誉、人格を尊重される権利。自分の権利および義務、拘置所の内規を説明される権利。
 - b) 国会議員および人民評議会議員の選挙法で定まった選挙権を行使する権利、国民投票法で定まった投票をする権利。
 - c) 飲食物、宿泊、衣類、日用品の持ち込み、健康管理、精神生活、手紙のやり取り、贈物・書物・新聞・資料受け取りの権利。
 - d) 親族、弁護士との面会、領事接触の権利。
 - d) 自己弁護士権、弁護士委託権、法的支援享受権の案内、説明、執行確保を受ける権利。
 - e) 民事的取引を行うため、合法代行者と面会する権利。
 - g) 暫定留置、勾留期限が終了したときに釈放を要求する権利。
 - h) 法律違反行為を不服申立・告発する権利。
 - i) 違法の暫定留置、勾留された場合は、国家賠償法で定まった損害賠償を受ける権利。
 - k) 本法および関連法律に制限されなければ公民のその他の権利を行使できる。但し、暫定留置、勾留の受刑によりその権利を行使できない場合を除く。
2. 被暫定留置人、被勾留人は下記の義務がある。
- a) 暫定留置、勾留を管理・執行する権限機関、個人の決定、要求、案内を遵守する。
 - b) 拘置所の内規、本法と関連法律の規定を遵守する。

第2章

暫定留置、勾留の管理執行機関の組織システム、責務、権限

第10条 暫定留置、勾留の管理機関の組織システム

1. 人民公安の暫定留置、勾留の管理機関は下記を含む。
 - a) 刑事判決執行の管理、司法補助を行う公安省所属機関が全国における暫定留置、勾留の管理を実施する。（以下「公安省所属暫定留置、勾留管理機関」という）
 - b) 省・中央直轄市の公安所属刑事判決執行機関が省・中央直轄市の地域において暫定留置、勾留の管理を実施する。（以下「省所属暫定留置、勾留管理機関」という）

c) 県、区、町、省に属する市および中央直轄市に属する市の公安所属刑事判決執行機関が県、区、町、省に属する市、中央直轄市に属する市の地域において暫定留置、勾留の管理を実施する。（以下「県所属暫定留置、勾留管理機関」という）

2. 人民軍の暫定留置、勾留管理機関は下記を含む。

a) 刑事判決執行を管理する国防省所属機関が暫定留置、勾留の管理を実施する。（以下「国防省所属暫定留置、勾留管理機関」という）

b) 刑事判決を執行する軍区およびそれに相当する機構の所属機関が、自己の管理地域において暫定留置所、勾留所の暫定留置、勾留の管理を行う。

c) 省の国境警備部隊の指揮部は国境ポストの暫定留置室の暫定留置の管理を実施する。

第 11 条 暫定留置、勾留の執行機関の組織システム

1. 暫定留置、勾留の執行機関は下記を含む。

a) 公安省に属する勾留所。

b) 国防省に属する勾留所。

c) 省の公安の勾留所、軍区およびそれに相当する機構の勾留所。（以下「軍区勾留所」という）

d) 県の公安の暫定留置所、人民軍の地域刑事調査機関の暫定留置所。

d) 県の役所から離れた島、国境での国境ポストの暫定留置室。

2. 公安省大臣が拘置所の設立、解体、規模、設計を決め、人民公安の拘置所の内規を発行する。

国防省大臣が拘置所の設立、解体、規模、設計を決め、人民軍の拘置所の内規を発行する。

第 12 条 暫定留置、勾留管理機関の責務、権限

1. 公安省、国防省に属する暫定留置、勾留管理機関の責務、権限

a) 公安省大臣、国防省大臣が本法の第 63 条および第 64 条で定めた責務、権限を遂行することを支援する。

b) 暫定留置、勾留執行に関する法律の執行の展開を行う。

c) 暫定留置、勾留執行に関する法律について業務指導・統一適用案内を行う。

- d) 拘置所の間の被暫定留置人、被勾留人の移送を決める。
 - d) 暫定留置、勾留の監査、検査を権限により行う。
 - e) 暫定留置、勾留執行についての統計、報告制度を実現する。
 - g) 暫定留置、勾留執行の業務を総括する。
 - h) 公安省大臣、国防省大臣から与えられたその他の責務、権限を遂行する。
2. 省、軍区の暫定留置、勾留管理機関の責務、権限
- a) 省の公安局局長、軍区首長が管轄区域において暫定留置、勾留執行を管理することを支援する。
 - b) 暫定留置、勾留執行に関する法律の執行の展開を行う。
 - c) 暫定留置所、勾留所に対して暫定留置、勾留の業務指導・執行検査を行う。
 - d) 省、軍区の地域内の拘置所の間の被暫定留置人、被勾留人の移送を決める。
 - d) 暫定留置、勾留の監査、検査を権限により行う。
 - e) 暫定留置、勾留執行の業務を総括し、公安省、国防省に属する暫定留置、勾留管理機関の案内に従い、暫定留置、勾留についての統計、報告制度を実現する。
3. 県の公安に属する暫定留置、勾留管理機関、人民軍の地区刑事調査機関の責務、権限
- a) 県の公安部長、地域刑事調査機関の長が当該管轄区域での暫定留置、勾留執行を管理することを支援する。
 - b) 暫定留置所に対して暫定留置、勾留執行の業務指導および検査を行う。
 - c) 暫定留置、勾留執行の業務を総括し、暫定留置、勾留上位管理機関の案内に従い、統計、報告制度を実現する。
 - d) 県の公安、人民軍の地域刑事調査機関に属する暫定留置所を直接に管理する。
4. 省の国境部隊の指揮部の責務、権限
- a) 国境ポストの暫定留置室に対して暫定留置執行の業務指導および検査を行う。
 - b) 暫定留置執行の業務を総括し、統計、報告制度を実現する。

第 13 条 暫定留置所、勾留所の責務、権限

1. 暫定留置所、勾留所は下記の責務、権限がある。

a) 刑事訴訟法で定められた権限ある個人、または本法で定められた移送決定権のある個人の命令、決定に従い、被暫定留置人、被勾留人を受け入れ、被暫定留置人、被勾留人の書類、個人記録ファイル、個人記録・指紋採取ファイルの作成を行う。

b) 被暫定留置人、被勾留人の拘留管理の措置を実現する。

c) 被暫定留置人、被勾留人の生命、身体、財産を守る措置を取り、被暫定留置人、被勾留人の名誉、人格を尊重する。

d) 被暫定留置人、被勾留人が本法および関連法律で定められた権利、義務を果たせるように確保する。被暫定留置人、被勾留人の請願を権限により解決し、または解決するために被暫定留置人、被勾留人の控訴、不服、告発、要望、請願、提議を権限ある機関に回付する。

d) 権限ある個人の拘置所からの移送命令、移送決定により、被暫定留置人、被勾留人の身柄引渡しを行う。

e) 暫定留置、勾留、釈放の命令、決定に法律違反根拠がある場合、権限ある機関に報告する。

g) 調査、起訴、裁判、判決執行において、関連ある機関、組織、個人と協力する。

h) 暫定留置期限・暫定留置延長期限が終了する 1 日前、勾留期限が終了する 5 日前、勾留延長期限が終了する 10 日間前に、事件受理機関へ書面による通知を送付し、法律による解決を要求する。暫定留置期限、勾留期限が終了したにも拘わらず事件受理機関が解決しない場合は、直ちに暫定留置、勾留執行管理を検察する権限ある人民検察院に対し解決するように請願する。

i) 権限のある機関、個人の決定に従い、被暫定留置人、被勾留人を釈放する。

l) 暫定留置、勾留執行についての統計、報告を実現する。

2. 県の公安の暫定留置所および勾留所には本条の第 1 項で定められた責務、権限以外に、犯人の受け入れ、拘留管理、更生教育の責務、権限および刑事判決執行法律で定められたその他の責務、権限がある。

3. 暫定留置所の所長、勾留所の所長には下記の責務、権限がある。

a) 本条の 1, 2 項の規定により、暫定留置所および勾留所の責務、権限の実施の展開を行う。

- b) 被暫定留置人、被勾留人の分類、拘留を決める。
 - c) 禁止された資料、物品の検査、没収、処理を行う。
 - d) 拘留管理のための診察、治療のため、拘置所からの移送を命令する。親族、弁護士との面会、または法律規定による権利、義務を果たすための法律上の代理人との面会のため、拘置所からの移送を命令、または決定する。
 - d) 被暫定留置外国人、被勾留外国人の領事接触、人道組織接触を許可する権限ある機関への移送の命令、決定を行う。
 - e) 拘置所の安全を保護する。環境衛生を管理する。災害、疫病を予防・防止する。最寄医療機関に疫病発生を通知し、防止のために協力する。
4. 暫定留置所の副所長、勾留所の副所長は、暫定留置所の所長、勾留所の所長の仕事分配または委任により暫定留置所の所長、勾留所の所長を支援し、委ねられた任務に責任を負う。
5. 暫定留置所の所長、暫定留置所の副所長、勾留所の所長、勾留所の副所長、暫定留置・勾留執行者は、暫定留置・勾留執行の法律遵守における自分の行為、決定に責任を負う。違反した場合には、性質および違反の度合により規律処分を受ける、または刑事責任を追及されることになる。

第 14 条 暫定留置所および勾留所の機構、組織

1. 暫定留置所は下記のように設立される。
- a) 暫定留置所には犯人の暫定留置部屋、勾留部屋、懲戒部屋、犯人管理部屋の他拘留管理、刑事訴訟活動向けの施設がある。拘留規模により、暫定留置所には被暫定留置人、被勾留人、懲役判決執行者向けの生活、医療サービス、教育施設がある可能性がある。暫定留置所に勤めている士官、職業軍人、下士官、兵士、公務員、職員向けの生活・勤務施設がある。
 - b) 人民公安の暫定留置所の組織は、暫定留置所の所長、暫定留置所の副所長および管理・偵察・警備・司法補助・総合参謀・補給・技術・教育・医療・書類の任務を果たす士官、下士官、兵士、公務員、職員からなっている。
 - c) 人民軍隊の地区刑事調査機関の暫定留置所の組織は、暫定留置所の所長、暫定留置所の副所長および管理・偵察・警備・司法補助・総合参謀・補給・技術・教育・医療・書類の任務を果たす士官、職業軍人、下士官、兵士、公務員、国防職員からなっている。
 - d) 暫定留置所の所長、暫定留置所の副所長は、警察大学、安全保障大学、法律学士以上の教育程度を有するとともに、政府が決めた基準を満たさなければならない。

2. 勾留所の組織は下記のように設立される。

a) 勾留所には勾留小区、拘留区、勾留部屋、暫定留置部屋、懲役判決を待っている犯人の拘留部屋、死刑囚人部屋、懲戒部屋、犯人管理小区がある。被暫定留置人、被勾留人、懲役判決執行者向けの拘留管理、訴訟活動、判決執行、生活、医療サービス、教育施設がある。勾留所に勤めている士官、職業軍人、下士官、兵士、公務員、職員向けの生活・勤務施設がある。

b) 人民公安の勾留所の組織は、所長、副所長、勾留小区長、勾留小区副長、隊長、副隊長、診療所長からなっている。士官、下士官、兵士、公務員、職員は隊、勾留小区、犯人管理小区に編成され、管理・偵察・警備・司法補助・刑事判決執行・総合参謀・補給・技術・教育・医療・書類の任務を果たす。

c) 人民軍隊の勾留所の組織は、所長、副所長、政治幹部、勾留小区長、勾留小区副長、隊長、副隊長、診療所長からなっている。士官、職業軍人、下士官、兵士、公務員、国防職員は隊として編成され、管理・偵察・警備・司法補助・刑事判決執行・総合参謀・補給・技術・教育・医療・書類の任務を果たす。

d) 本条 1 項 b、c に定められた所長、副所長、政治幹部、勾留小区長、勾留小区副長、隊長、副隊長は、警察大学、安全保障大学、法律学士以上の教育程度を有するとともに、政府が決めた基準を満たさなければならない。

3. 暫定留置所、勾留所の留置部屋、勾留部屋は強固に設計され、鍵・安全監視装備、十分な照明があり、被暫定留置人、被勾留人の健康を保護し、現地の気候・環境や拘留業務にふさわしい環境衛生、消防を確保する。

訴訟を行う機関・者および弁護士の勤務部屋は、安全を保障するために設計、建設され、事件の調査、処理、弁護の要求に応えなければならない。

第 15 条 国境ポストの暫定留置室

1. 捜査活動を行う権限がある、遠隔地域における国境ポストは、国境ポスト所長および刑事訴訟法に定められた権限のある個人の決定により、被暫定留置人に対して暫定留置制度を適用し、管理するように暫定留置室を設立できるものとする。

2. 国境ポストの暫定留置室には、国境ポスト所長管理下の暫定留置室長が置かれている。暫定留置室長には、被暫定留置人の管理において、本法の第 13 条の第 3 項に定められた暫定留置所の所長と同様の任務、権限がある。

第 3 章

拘留管理制度

第 16 条 被暫定留置人、被勾留人の受け付け

被暫定留置人、被勾留人の受け付けの際に当たり、拘置所は下記の責任を持つ。

1. 権限ある者の命令、決定により、被暫定留置人、被勾留人であるかの情報を確認する。
2. 被暫定留置人、被勾留人、添付資料、書類の引き受けの記録書を作成し、被暫定留置人、被勾留人および同行の生後 36 カ月未満の子供（該当する場合）の健康診断、身体検査を行う。男性である被暫定留置人、被勾留人の身体検査は男性看守により行われ、女性である被暫定留置人、被勾留人の身体検査は個室で女性看守により行われる。
3. 写真の撮影、個人記録ファイル、個人記録・指紋採取ファイルを作成し、被暫定留置人、被勾留人の監視記録帳に記入する。
4. 被暫定留置人、被勾留人の権利、義務および拘置所の規則を一般化、案内、説明し、暫定留置室、勾留室に入れる前に被暫定留置人、被勾留人の所持品を検査・処理する。

第 17 条 暫定留置、勾留の管理書類

1. 暫定留置、勾留の管理書類は下記のものを含む
 - a) 逮捕、暫定留置、勾留、暫定留置の延長、勾留の延長、指名手配、釈放、拘置所からの移送、拘置所転換に関する命令、決定、記録書および人民検察院に承認された決定。
 - b) 被暫定留置人、被勾留人を引き受けた記録書、添付の資料、書類。被暫定留置人、被勾留人が預けるまたは親族、法律上の代理人に管理、決定を委ねる金品を引き受けた記録書。使用禁止リストに入る品物を処分した記録書。
 - c) 身分に関する個人記録ファイル、個人記録・指紋採取ファイル、履歴および書類。拘留規定の遵守に関する書類。暫定留置、勾留執行の規定、法律違反に関する処罰の記録書、決定。健康、健康診断、治療に関する資料。拘留期間中の被暫定留置人、被勾留人の権利、義務の実施に関する書類。被暫定留置人、被勾留人の控訴、不服、告発、要望、請願、提議の転送に関する書類。領事の訪問、領事のとの面会、接触に関する書類。
 - d) 禁錮の刑に処せられた者を判決執行場所へ移送する権限のある機関の決定。死刑判決執行するために死刑囚を死刑判決執行の場所へ執行移送する死刑判決執行委員会の決定。
 - d) その他関連書類。

2. その前に暫定留置された勾留人に対しては、勾留書類は暫定留置資料も含む。

3. 公安省大臣、国防省大臣が暫定留置、勾留管理書類の管理、保存、利用、使用制度を規定する。

第 18 条 被暫定留置人、被勾留人の管理分類

1. 被暫定留置人、被勾留人は下記のように分類して各区域に留置する。

- a) 被暫定留置人
- b) 被勾留人
- c) 18 歳未満の者
- d) 女性
- d) 外国人
- e) A グループの感染病患者
- g) 重大な犯罪、危険な再犯に当たる凶悪犯、殺人、強盗の犯罪行為を犯した者
- h) 国家安全侵害者
- i) 死刑囚
- k) 投獄判決の執行待機者
- l) 拘置所の規定に常に違反する者
- m) 認知能力を喪失し、自分の行動を制御できなくなる精神疾患、または他の病気にかかった症状を持ち、まだ診断を受けず、または診断結果の待機中、強制的な治療所へ移送される待機中の者。

2. 捜査・起訴・裁判中の事件の関連者を同室に拘留しないこと。

3. 特別の場合には、実状により暫定留置所、勾留所が個別拘留できない、または捜査、起訴、裁判の要求を確保し、被暫定留置人、被勾留人の安全を確保するため、暫定留置所の所長、勾留所の所長、国境ポストの暫定留置室長が事件を受理している機関と協力し、文書にて同室拘留者を定める。

4. 下記の被暫定留置人、被勾留人は個室に拘留することができる。

- a) 同性の者、性別変更者
- b) 本条第 1 項の e、i および m に定められた者。

- c) 妊婦または同居する 36 カ月未満の子供を持っている女性。

第 19 条 被暫定留置人、被勾留人に対する管理体制

1. 拘置所は日中 24 時間見張り・警備・管理・検査・監視されるものとする。
2. 被暫定留置人は暫定留置室、被勾留人は勾留室にいななければならない。拘置所長の命令が下り、本法第 20 条第 5 項に定められた規定および拘置所規則により拘置所からの移送とその他活動を実施するために、暫定留置室、勾留室を出ることができる。
3. 被暫定留置人、被勾留人は、移動、取引、接触、情報、連絡、信仰、宗教の宣伝の権利が制限される。民事取引を行う必要がある場合、事件を受理している機関の合意を受け、法律上の代理人を通じて行わなければならない。
4. 被暫定留置人、被勾留人の拘置所間の移送、は暫定留置、勾留管理機関の長事件を受理している機関の長と合意し、同レベルの検察院に知らせた後、決定することとする。被暫定留置人、被勾留人を移送する権限は下記のように規定される。
 - a) 省、中央直轄市、軍区、軍区相当地域に所属する拘置所の間の移送は省、軍区の暫定留置、勾留管理機関の長は決定するものとする。
 - b) 違った省、中央直轄市、軍区、軍区相当地域に所属する拘置所の間の移送は省、軍区の移送先の暫定留置、勾留管理機関の長は省、軍区の受付先の暫定留置、勾留管理機関の長と合意した上で決定するものとする。
 - c) 省公安、軍区の所属の拘置所と公安省、国防省所属拘置所との間の転換は公安省、国防省所属の暫定留置、勾留管理機関の長は決定するものとする。
 - d) 人民公安の拘置所と人民軍隊の拘置所との間の転換は移送先の暫定留置、勾留管理機関の長は受付先の暫定留置、勾留管理機関の長と合意した上で決定するものとする。

第 20 条 被暫定留置人、被勾留人の拘置所からの移送の執行

1. 被暫定留置人、被勾留人の拘置所からの移送は下記の事例に限り、刑事訴訟法、刑事判決執行法および本法の規定に基づき、権限ある者の拘置所からの移送命令があったときに、実現するものとする。
 - a) 捜査、起訴、裁判、判決執行活動を行うため。
 - b) 健康診断、病気治療、法医学鑑定、精神法医学鑑定に行かせるため。
 - c) 親族、弁護士または法律上の代理人と面会し、法律所定の幾つかの権利、義務を果たすため。

d) 被暫定留置・被勾留の外国人はベトナム社会主義共和国が加盟国である国際条約の規定、またはベトナム社会主義共和国と被暫定留置・被勾留の外国人の本国との合意、または具体的な事例の外交事由により、領事、人道的組織と接触する。

2. 暫定留置所の所長、勾留所の所長、国境ポストの暫定留置室長が病気診断、治療を目的として、被暫定留置人、被勾留人を拘置所からの移送する場合は、事件を受理している機関および権限ある検察院に直ちに知らせなければならない。

3. 拘置所からの移送令には下記の主な内容を含めるべき。

- a) 命令を下した者の機関名、氏名、役職、官位
- b) 拘置所からの移送される者の氏名、生年月日、国籍、住居所、法律違反行為、暫定留置・勾留された日
- c) 拘置所からの移送の目的、期間
- d) 拘置所からの移送される者を護送する者の氏名、役職、官位、所属機関または護送する機関
- d) 権限ある機関が下した拘置所からの移送令を引き受ける者の氏名、役職、官位（該当する場合）
- e) 命令を下した日付。命令を下した者の署名、捺印。

4. 拘置所は被暫定留置人、被勾留人を確認し、護送機関・者に引き渡す責任を負う。護送機関・者は拘置所から移送される者を拘置所からの移送令を下した権限ある者に引き渡す責任を負う。引き受け渡しの際はその者の健康状態を明記する議事録を作成し、監視記録帳に記入しなければならない。

拘置所からの移送令を下した権限ある者は拘置所からの移送される者を引き受ける責任を負う。本法に定められた規定により、護送機関・者は拘置所および拘置所からの移送令を下した権限ある者と協力し、拘置所からの移送される者向けの食事、宿泊、活動の制度執行を管理し、確保するものとする。拘置所からの移送される者に対する護送、管理または食事、宿泊、活動の制度を確保するための費用は政府により定められる。

被暫定留置人、被勾留人が権限ある機関・者の決定または判決書により釈放される場合を除き、拘置所からの移送期限が終了していないが拘置所からの移送目的が達成したとき、または拘置所からの移送期限が終了したとき、拘置所からの移送要求者は拘置所から移送された者を拘置所に引き渡すために護送機関・者に引き渡す。拘置所からの移送期限の延長の必要があれば、拘置所から

の移送期限の延長令は必要である。拘置所からの移送期限および拘置所からの移送の延長期限は残りの暫定留置、勾留期限を超えてはならない。

5. 拘置所の地域内で本条第 1 項に定められた活動を実施する場合、拘置所長は拘置所からの移送令を必要とせず、被暫定留置人、被勾留人に暫定留置室、勾留室を出させる決定をする。

第 21 条 被暫定留置人、被勾留人の引渡し

下記の場合、拘置所は被暫定留置人、被勾留人の引渡し責任を負う。

1. 被暫定留置人、被勾留人を他の拘置所に移転させる暫定留置、勾留管理機関の決定があったとき。
2. 禁錮の刑に処せられた者を判決執行の場所に移転させる権限ある機関の決定があったとき。
3. 死刑囚を死刑判決執行のために移動させる死刑判決執行委員会の決定があったとき。

第 22 条 被暫定留置人、被勾留人の親族、弁護士との面会、領事との接触

1. 被暫定留置人は暫定留置期間中に 1 回、暫定留置延長期間ごとに 1 回親族に面会できる。被勾留人は月に 1 回親族に面会できる。面会の回数の増加、親族ではない者との面会の場合、事件を受理している機関の合意を必要とする。1 回の面会時間は 1 時間を超えないこと。

2. 面会に来る人が被暫定留置人、被勾留人の親族である場合、身分証明書、被暫定留置人、被勾留人との関係を証明する書類を提示しなければならない。面会は拘置所の厳密な監視の下で行わなければならない。権限ある機関・者の刑事訴訟活動に影響を与えない。面会規則を遵守する。事件受理機関が求める場合、拘置所と協力し、面会を監視するものとする。

拘置所長は面会の具体的な時間を決め、事件受理機関に被暫定留置人、被勾留人との面会を知らせる。

3. 弁護士は刑事訴訟法および本法に定められた規定による弁護を行うため、拘置所の執務室または被暫定留置人、被勾留人が健康診断、医療治療を受けている場所で被暫定留置人、被勾留人に面会できるものとする。弁護士は身分証明書、弁護書類を提示しなければならない。

4. 下記の場合、拘置所長は被暫定留置人、被勾留人に面会させないことができるがその理由を告げなければならない。

- a) 親族が身分証明書、被暫定留置人、被勾留人との関係を証明する書類を提示しないまたは事件受理機関が事件解決に深刻な影響があると判断する場合、被暫定留置人、被勾留人は親族に面会させられない要請書を送付する。弁護士が身分証明書、被暫定留置人、被勾留人のための弁護に関する書類を提示しない。
- b) 緊急の場合、拘置所の安全を守るためまたは逃げ出した被暫定留置人、被勾留人を追跡するため。
- c) 拘置所のある区域において疫病が流行しているとき。
- d) 被暫定留置人、被勾留人に救急措置を実施している最中または被暫定留置人、被勾留人が A グループの感染病にかかったとき。
- d) 供述を取り、尋問しているとき、または被暫定留置人、被勾留人が他の訴訟活動に参加しているとき。
- e) 被暫定留置人、被勾留人が面会を拒否する。この場合、面会に来る者は被暫定留置人、被勾留人に直接に会い、面会拒否を確認できる。
- g) 面会に来る者が故意に拘置所の規則、拘留管理制度に 2 回以上違反した。
- h) 被暫定留置人、被勾留人が本法の第 23 条第 3 項に定まった罰を受けている。

5. 被暫定留置外国人、被勾留外国人との面会は本条の第 1、2、3 および 4 項に定められた規定により行われる。領事、人道的組織との接触はベトナム社会主義共和国が加盟国である国際条約もしくは国際合意またはベトナム社会主義共和国と被暫定留置人、被勾留人の本国もしくは人道組織との間の具体的な事例に関する合意に従って行われる。接触、面会の際、ベトナムの外交機関またはベトナム赤十字社の代表者を招待し、出席させることができる。

政府が本項に関して、詳しく規定する。

第 23 条 拘置所の規則、拘留管理の制度に違反した被暫定留置人、被勾留人の処罰

- 1. 被暫定留置人、被勾留人が拘置所の規則、拘留管理の制度に違反した場合、その違反の性質と程度により、下記の刑で処罰される。
 - a) 警告的処罰。
 - b) 被暫定留置人に対しては 1 日から 2 日間まで、懲戒部屋で隔離させられ、隔離期間は 2 日間まで延長できる。被勾留人に対しては 3 日から 7 日間まで懲

戒部屋で隔離させられ、隔離期間は 10 日間まで延長できる。隔離期間は残りの暫定留置、勾留期間を超えてはならない。

2. 被暫定留置人、被勾留人が拘置所の規則、拘留管理制度に 2 回以上違反した場合、または本法の第 8 条第 5 項と第 7 項に定められた行為をした場合、隔離という形式で処罰される。

3. 懲戒部屋で隔離されている者が拘置所に対して猛烈に対抗し、自殺、自傷、他人の命、健康を害する行為をした場合、片足に枷をはめられる。片足に枷をはめられる期間は拘置所長が決定する。処罰される者が 18 歳未満の者、女性、嚴重な身体障害、70 歳以上の高齢者である場合、足枷をはめられないものとする。懲戒部屋での隔離期間中、被暫定留置人、被勾留人が面会、手紙、贈物の送受が制限される。

4. 被暫定留置人、被勾留人に対する処罰および面会、手紙、贈物の送受の制限は拘置所長が書面で決定する。違反記録と処罰決定書は拘留管理履歴に残される。被処罰者が改善した場合は、拘置所長が本人に対する処罰期間の減少と面会、手紙、贈物の送受の制限の廃止を書面で決定するものとする。

第 24 条 被暫定留置人、被勾留人の日用品、私物、金品の管理

1. 被暫定留置人、被勾留人は暫定留置室、拘置室に個人用に必要な用品しか持ち込めない。彼らの日用品、私物、金品は拘置所の決まった所に預けなければならない、または彼らの親族、法律上の代理人が管理するように委任しなければならない。暫定留置、勾留期限まで保管できない物、暫定留置室、拘置室への持ち込み禁止リストに入っている物を処分しなければならない場合は、拘置所長は書面で決定を出す、または法律の規定に従い処理しなければならない。処分時に被暫定留置人、被勾留人の立会いを必要とし、処分記録書を作成しなければならない。彼らが釈放された、または、他の拘置所に移送された場合は預けられた日用品、私物、金品を返さなければならない。拘置所が破損、または紛失をした場合は賠償しなければならない。

2. 公安省大臣、国防省大臣は暫定留置室、拘置室への持ち込み禁止の物のリストを規定するものとする。

暫定留置室、拘置室への持ち込み禁止の物のリストに基づき、拘置所長は暫定留置室、拘置室に、自殺、逃亡、怪我をする、または本人、もしくは他人の健康、生命を侵害するのに使用可能な有形物を持ち込まないことを決定する。

3. 被暫定留置人、被勾留人は預けた金銭を自分の生活必需品の購入のため、帳簿へ記録し使用できる。

第 25 条 被暫定留置人、被勾留人が逃亡した場合の解決

1. 被暫定留置人、被勾留人が逃亡したとき、拘置所長は直ちに追跡を行うとともに議事録を作成する。同時に事件受理機関および権限ある検察院に直ちに通知し、処理のため協力する。全ての逃亡事件に対して、法律所定の追跡対策、調査、処理を実施すべきである。

2. 逃亡した被暫定留置人、被勾留人が出頭した場合は、受け入れ機関は議事録を作成し、事件受理機関と拘置所に直ちに報告し、法律所定の処理をする。

第 26 条 被暫定留置人、被勾留人が死亡した場合の解決

1. 被暫定留置期間、被勾留期間中に、被暫定留置人、被勾留人が死亡した場合は、拘置所長は現場警備を行い、調査機関および権限ある検察院に直ちに通知し、死亡原因を調べる一方、死亡者の親族、法律上の代理人に通知する。拘置所の代表は現場の検査、死体の検査を立ち会うべきである。死亡者が外国人である場合は、事件受理機関は領事館や親族、法律上の代理人に通知することとする。

2. 拘置所は戸籍法令所定による死亡届けを作ることとする。

3. 調査機関と検察院が死亡者埋葬手続きに賛成したとき、拘置所は死亡者の親族に通知することとする。死亡者の親族が要求文書を提出した場合には、彼らに死体を引き渡すことになる。但し、そのことが治安、秩序、環境衛生に影響すると思われる根拠がある場合を除く。通知が出されてから 24 時間後、親族が受け取らない場合、拘置所は埋葬をすることとする。死亡者の親族が埋葬された遺骨を受け取りたい要請書を出した場合は、拘置所長は現地政権と相談し、法律規定により解決する。埋葬は保健省と現地政権の規定を遵守することとする。

4. 死亡した被暫定留置外国人、被勾留外国人は、ベトナム社会主義共和国が加盟国である国際条約もしくは国際合意またはベトナム社会主義共和国と被暫定留置人、被勾留人の本国との間の具体的な事例に関する直接的合意に従って解決することとする。国際条約もしくはそれに相当する国際合意がない、もしくはベトナム社会主義共和国と被暫定留置人、被勾留人の本国との間の具体的な事例に関する合意が達成されない、または死亡者の国籍が分からない場合は、死亡した被暫定留置ベトナム人、被勾留ベトナム人と同様に解決することとする。

5. 埋葬経費は国の予算が負担することになる。

政府はこの項の詳細を決める。

6. 死亡した被暫定留置人、被勾留人が社会保険に加入し、または年金があれば、死亡時給付制度は社会保険法により解決されることになる。

第4章

被暫定留置人および被勾留人に対する制度

第27条 被暫定留置人、被勾留人の食事、居所制度

1. 被暫定留置人、被勾留人は日常生活に必要な物として米、野菜、肉、魚、砂糖、塩、ドレッシング、味の素、燃料、電気、水等基準量を支給される。拘置所長は、被暫定留置人、被勾留人が支給された食事量を食べ切れるように食事量を適切に変えることを決定する。

被暫定留置人、被勾留人は法律所定祝日に食事を増量される。但し、日常の食事量の5倍を超えてはならない。

政府は被暫定留置人、被勾留人の健康保護を考慮しながら、経済状態、国家予算、物価変動に応じ、適切な支給食事量を決定する。

2. 被暫定留置人が暫定留置期間において親族から贈物を受け取るのは1回を超えてはならない。暫定留置期間が延長になる場合は、延長ごとに1回受け取ることになる。被勾留人が親族から贈物を受け取るのは月に3回を超えてはならない。1回ごとの食物、飲料である贈物量は日常の食事量3倍を超えてはならない。拘置所長は受け取りを案内し、禁止物を取除くための検査を行った上で、被暫定留置人、被勾留人に十分に手渡す。また、被暫定留置人、被勾留人の贈物、日用品の奪取行為を予防・防止するための検査も行う。公安省の大臣、国防省の大臣は被暫定留置人、被勾留人の親族が送れる贈物を具体的に規定する。

3. 被暫定留置人、被勾留人は食品の安全性を確保される。拘置所には食堂を設置し、食料品の保管、食事の調理、飲み水の保管、標準の給食による食べ物を分けるに必要な道具が支給される。

4. 被暫定留置人、被勾留人の就寝スペースは少なくとも2平方メートルで、床に畳が敷いてある。

第28条 被暫定留置人、被勾留人の衣類、個人用品に関する制度

1. 被暫定留置人、被勾留人は暫定留置、勾留の期間に、衣類、毛布、畳、蚊帳および日常生活に必要な品を使用できる。不足の場合には拘置所に貸与して

もらうことができる。また、被暫定留置人、被勾留人は石鹸、歯磨きが支給される。女性の被暫定留置人、被勾留人は生理用品が支給される。

拘置直接管理者は被暫定留置人、被勾留人に拘置所の整理・清掃の維持を指示・要求することとする。また、被暫定留置人、被勾留人が拘置所を出るとき、貸与した物を回収することとする。

2. 政府は本条の詳細を定める。

第 29 条 被暫定留置人、被勾留人の手紙、本、新聞および書類の発受に関する制度

被暫定留置人、被勾留人は事件受理機関の許可を得てからでないと、手紙、本、新聞、書類を送付することも、受け取ることもできない。手紙、本、新聞、書類は内容が拘置所の検閲、検査を受けるものとする。

第 30 条 被暫定留置人、被勾留人に対する医療制度

1. 被暫定留置人、被勾留人は診断、治療、疾病予防等の制度を受けるものとする。負傷し、または疾病にかかった場合は、拘置所の診療所において診断、治療を受ける。拘置所で診療できないほど重い負傷、または重い疾病にかかった場合は、省、県の医療施設、軍病院、中央病院へ診療に転院されるものとする。拘置所は診療、看病を行うために、親族、または法律上の代理人に通知しなければならない。医療施設は入院中の食事、医療品に関する制度を指定する。被暫定留置人、被勾留人は医者 の 指示、拘置所の検査の下に、親族から薬を受け取ることができる。

2. 心神喪失の症状、または認識、行為の制御能力を失った疾患にかかった被暫定留置人、被勾留人に対して拘置所は事件受理機関に精神法医学鑑定を要求する。権限ある機関の強制治療が行われた決定が下されたとき、事件受理機関は拘置所と協力し、被暫定留置人、被勾留人を決定により指定された治療施設に移送するものとする。

3. 被暫定留置人、被勾留人の診断、治療、疾病予防の費用は政府の規定に従って国家予算が負担することになっている。被暫定留置人、被勾留人が健康保険に加入した場合には、健康保険法に従って疾病の診断、治療に関する制度を受けるものとする。

第 31 条 被暫定留置人、被勾留人の娯楽的活動に関する制度

拘置所には放送設備が設置してある。拘置所において被暫定留置人、被勾留人から成る約 20 人平均のグループ、または被暫定留置人、被勾留人が 20 人未満の拘置所は、地方紙、または中央紙が 1 紙支給されるものとする。拘置所長

は被暫定留置人、被勾留人にラジオの聴取、新聞の閲覧を許可する。実情により、地方テレビ局、中央テレビ局の番組の観賞を許可する。

第5章

18歳未満の被暫定留置人、被勾留人および妊娠中であり、または36カ月未満の幼児を養育している女性の被暫定留置人、被勾留人に対する制度

第32条 適用範囲

18歳未満の人、妊娠中、または36カ月未満の幼児を養育している女性に対する暫定留置・勾留は、本章の規定および本法の他の規定に従って執行される。

被暫定留置人、被勾留人が18歳になった時、女性の被暫定留置人、被勾留人の幼児が36カ月以上になった時、暫定留置・勾留の制度は総則により執行されることとする。

第33条 18歳未満の被暫定留置人、被勾留人に対する食事、居所、管理に関する制度

1. 18歳未満の被暫定留置人、被勾留人は、成人の被暫定留置人、被勾留人と同様の食事量が支給されるほか、肉、魚の増量が可能であるが、支給基準の20%を超えてはならない。

2. 18歳未満の被暫定留置人、被勾留人は、別の居所で拘置される。（本法の第18条3項に規定される場合を除く）

第34条 18歳未満の被暫定留置人、被勾留人の親族、弁護人、領事官との面会に関する制度

18歳未満の被暫定留置人、被勾留人の親族、弁護人、領事官との面会は、本法の第22条に規定される。面会回数は18歳以上の被暫定留置人、被勾留人の面会回数の倍とする。

第35条 妊娠中、または36カ月未満の幼児を養育している被暫定留置人、被勾留人に対する食事、居所、管理に関する制度

1. 妊娠中の被暫定留置人、被勾留人は、適切な居所が設置され、妊娠検査、医療を受け、健康保護食事が支給される。出産時は、医者または医師助手の指示により、食事量、乳児の世話に必要な食品、品物、医療品が支給される。また、授乳期間中は乳児に授乳する時間が確保される。拘置所は出産登録要請の

手続きを実施することとする。拘置所が所在している村の人民委員会は、出産証明書を登録、発行することとする。

妊娠中、または 36 カ月未満の幼児と同居している被暫定留置人、被勾留人の就寝スペースは、少なくとも 3 平方メートルとする。

2. 拘置所は 36 カ月未満の幼児の世話、養育を行わなければならない。幼児が 36 カ月以上に達した後は、被暫定留置人、被勾留人が親族に幼児の面倒を見てもらうよう依頼することとする。親族に子供の面倒を見てもらえない場合、拘置所長は拘置所が所在している地方の労働傷病兵社会局に対し社会養護施設を指定するよう要請する。労働傷病兵社会局はその要請を受理した日から 2 日以内に社会養護施設を指定しなければならない。被暫定留置人、被勾留人は釈放後に社会養護施設からの子供を引き受けることとする。

3. 政府は拘置所における 36 カ月未満の幼児の世話、養育に関する制度の詳細を規定する。

第 6 章

勾留されている死刑囚に対する制度

第 36 条 適用範囲

勾留されている死刑囚の制度は本章の規定および本法の他の規定に従って実施される。

第 37 条 死刑囚の食事、居所、拘留管理に関する制度

1. 勾留されている死刑囚は、他の被勾留人と同様に、食事、衣類、生活、医療、手紙のやり取り、贈物、本、新聞、書類等の受け取りに関する制度が適用されることとする。

2. 死刑判決は法的効力を発生し、判決の執行を待っている者との面会は拘置所長が決定する。死刑判決の法的効力がまだ発生していない死刑囚との面会は、本法の第 22 条の規定に従って実施される。面会の安全性が保障されなければならない。

3. 拘置所は、死刑囚が不服を申し立てる権利、監督審、再審の手続に従って不服を申し立てる権利、刑事訴訟法の規定による恩赦を求める権利、本法の規定による被勾留人の他の権利を行使できるよう確保することとする。

4. 死刑囚が終身刑への減刑を決定された場合、または終身刑、有期刑への減刑判決を受けた場合には、拘置所長は懲役刑の執行を待つ場所へ引致するこ

ととする。原判決を取消し、再調査を行う場合には、拘置所長は調査を支援するため、死刑囚を勾留室に引致することとする。

5. 拘置所は死刑判決を執行された者の預託金銭、財産、個人用品を親族、またはその者の委託を受けた代理人に返還することとする。

6. 勾留所は死刑囚の勾留を、個室または別の区域で行わなければならない。死刑囚の勾留期間、彼らに逃亡、自殺、危険な行為等の意図があった場合、拘置所長は片足に枷をはめ、監督、管理、防止を行うこととする。

7. 公安省の大臣、国防省の大臣は本条の2項、6項の詳細を規定する。

第7章

暫定留置、勾留の管理、執行に関する条件の保証

第38条 暫定留置、勾留の管理、執行のための定員、人材、施設、費用の確保

1. 政府は暫定留置、勾留の管理、執行をする機関のための定員、人材を確保する。暫定留置、勾留の管理、執行をする者は、与えられた任務、権限に適する専門・業務・法律の教育、養成、訓練を受けることとする。

2. 政府は土地、庁舎、拘置施設・支援施設、設備、武器、支援手段、交通手段、通信、業務技術および他の施設、技術を含む暫定留置、勾留の管理、執行のために施設を確保する。過疎地域、山岳地域、経済的に困難な状況の地域、国家治安・社会安全保障を極めて重視すべき地域にある拘置所のための施設確保を優先する。

3. 政府は暫定留置、勾留の執行のための費用を保証する。暫定留置、勾留の管理、執行に必要な費用の予算作成、使用、決済は、国家予算法の規定に従って行われる。

第39条 武器、業務技術装備、支援手段の使用

士官、下士官、職業軍人、人民公安・人民軍の戦士、兵士は、暫定留置、勾留の執行をしているときは、武器、業務技術装備、支援手段を使用することができる。

第40条 暫定留置、勾留の執行に関するデータベース

1. 暫定留置、勾留の執行に関するデータベースは、公安省で一元的に管理される。また、暫定留置、勾留の執行に関する国家管理業務を支援するための、犯罪防止の通信に関する国家データベースの一部となっている。

2. 暫定留置、勾留の執行に関するデータベースの作成、収集、保存、処理、保護、利用、使用については、政府が規定する。

第 41 条 暫定留置、勾留の管理、執行する機関、組織、個人に対する制度、政策

1. 暫定留置、勾留の管理、執行をする士官、下士官、職業軍人、人民公安・人民軍の戦士、兵士および公務員、公安、国防の職員は法律規定による制度、待遇政策を受けることとする。

2. 暫定留置、勾留の管理、執行をする機関、組織、個人は、良い成績を収めたときは表彰され、生命、健康、財産に関する損害を受けたときは、法律規定による制度、政策を受けることとする。

第 8 章

暫定留置、勾留の管理、執行に対する検察

第 42 条 暫定留置、勾留の管理、執行を検察する人民検察院の任務、権限

1. 人民検察院は、権限ある機関、個人の暫定留置、勾留の管理、執行における法律遵守を検査することとする。

2. 暫定留置、勾留の管理、執行を検査するにおいて、人民検察院は次の任務、権限を有する。

a) 勾留所、暫定留置所、暫定留置室において検察を実施し、被暫定留置人、被勾留人に暫定留置、勾留について質問する。

b) 暫定留置、勾留の書類を検査する。

c) 人民検察院は、暫定留置所の所長、勾留所の所長、国境警備部隊の暫定留置室長に対し、暫定留置、勾留を自ら検査し、その監査結果を人民検察院に通知し、暫定留置、勾留に関する書類、資料を提供し、暫定留置、勾留の執行状況を通知し、暫定留置、勾留に関する決定、措置、または違法行為に関して返答するよう要求する。

d) 根拠がなく違法逮捕された被暫定留置人、被勾留人を、直ちに釈放することを決定する。

d) 暫定留置、勾留の管理、執行について暫定留置、勾留に対する権限ある機関、個人に抗議し・建議・要求する。暫定留置、勾留の管理、執行に関する違法な決定の執行を停止・変更・撤回し、違法行為を終了し、法律違反者に対する処分を要求する。

e) 暫定留置、勾留の管理、執行における犯罪の嫌疑を発見したときは、法律規定により、起訴、または捜査機関が刑事事件を起訴するよう要求する。

g) 不服申立・告発を解決し、本法、人民検察院組織法、刑事訴訟法の規定に従って暫定留置、勾留の管理、執行の検察に対する他の任務、権限を実行する。

第 43 条 暫定留置、勾留の管理、執行において、民検察院の要求、建議、抗議、決定を執行する責任

暫定留置所の所長、勾留所の所長、国境警備部隊の暫定留置室長は、暫定留置、勾留の管理、執行において、人民検察院の次の要求、建議、抗議、決定を執行することとする。

1. 暫定留置、勾留の管理、執行に関する書類、資料提供に対する要求は、直ちに実現しなければならない。暫定留置、勾留の状況通知に対する要求、暫定留置、勾留に関する決定、措置、違法行為に対する返答要求は 15 日以内に実現しなければならない。暫定留置、勾留の自ら監査、その監査結果を人民検察院に通知する要求は要求受理後 30 日以内に実現しなければならない。

2. 本法の第 42 条 2 項 d 号に定められた決定は、直ちに執行しなければならない。その決定に同意しないとしても執行しなければならないが、権限ある上位人民検察院に不服申立をする権利を有する。上位人民検察院長は不服申立受理後 10 日以内に解決しなければならない。

3. 本法の第 42 条 2 項 d 号に定められた抗議は、抗議受理後 15 日以内に解決しなければならない。その抗議に同意しない場合、権限ある上位人民検察院に不服申立をする権利を有する。上位人民検察院は不服申立受理後 15 日に解決しなければならない。上位人民検察院の決定は法的効力を有する決定である。

4. 本法の第 42 条 2 項 d 号に定められた建議は、建議受理後 30 日以内に検討・解決し、人民検察院に返答しなければならない。

第 9 章

暫定留置、勾留の管理、執行に対する不服申立、告発および その不服申立、告発の解決

第 1 部

暫定留置、勾留の管理、執行に対する不服申立 およびその不服申立の解決

第 44 条 暫定留置、勾留の管理、執行に対する不服申立

1. 被暫定留置人、被勾留人およびその関係機関、組織、個人は、暫定留置、勾留の管理、執行に対する権限ある機関、個人の決定、行為が違法であり、自らの合法的な権利利益に侵害する根拠があった場合には、その決定、行為に対して不服を申し立てる権利を有する。

2. 第一回不服申立の時効は、不服申立人が違法であると考えた暫定留置、勾留の管理、執行上の決定、行為を受けた日、またはその決定、行為を知った日から 30 日間である。

病気、自然災害、遠隔地における就労、就学または、その他の客観的な障害により、不服申立人が時効までに不服を申し立てる権利を行使できない場合、当該差し支えが存在する期間は、不服申立の時効に算入しない。

次の不服申立の時効は、権限ある者から不服申立を解決する決定を受領した日から 15 日である。

第 45 条 暫定留置、勾留の管理、執行に関する不服申立の受理・解決できない事例

1. 不服申立人の合法的権利、利益に直接に関係しない不服申立をされた決定、行為。

2. 不服申立人が十分な民事的能力を有しない、法律上の代理人がない、不服申立人が被暫定留置人、被勾留人である場合を除く。

3. 代理人が自らの法律上の代理を証明する書類を有していない。

4. 不服申立の時効成立。

5. 不服申立の解決決定に法的効力が認められた後で不服申立をする場合。

第 46 条 暫定留置、勾留の管理、執行に関する不服申立解決権限

1. 県人民検察院長、省人民検察院長、地域の軍事検察院長、軍区および相当地区の軍事検察院長は、自らの検察責任に属する権限を有する機関、個人の暫定留置、勾留の管理、執行における違法な決定、行為に対する不服申立を解決する。

上位人民検察院長は、下位人民検察院長の不服申立解決に対する不服申立解決の権限を有する。上位人民検察院長の不服申立解決の決定は、法的効力を有する決定である。

2. 暫定留置、勾留の管理、執行に対する権限を有する機関、個人は、本法の第 44 条に定められた不服申立状を受領した時から 24 時間以内に、その被暫定留置人、被勾留人の不服申立状を人民検察院に送付することとする。

第 47 条 暫定留置、勾留の管理、執行において不服申立人の権利、義務

1. 不服申立人は次の権利を有する。

a) 自ら、または法的代理人を通じて不服申立をすること。

不服申立人は直接、不服申立をする、または、暫定留置、勾留の管理、執行における権限ある機関、個人を通じて不服申立状を送付することができる。

b) 不服申立の解決段階中、いつでも不服申立を取下げること。

c) 不服申立の解決の決定を受けること。

d) 第一回不服申立の解決の決定に同意しない場合は更に不服申立を続けること。

d) 侵害された合法的権利、利益の回復を受け、法定の損害賠償を受けること。

2. 不服申立人は次の義務を有する。

a) 事件を誠実に陳述し、不服申立を解決する者に情報、書類を提供し、陳述の内容およびその情報、書類を提供したことに関する法的責任を負うこと。

b) 法的効力を有する不服申立の解決の決定に従うこと。

第 48 条 暫定留置、勾留の管理、執行において被不服申立人の権利および義務

1. 被不服申立人は次の権利を有する。

a) 暫定留置、勾留の管理、執行において不服申立をされた決定、行為の合法性証拠を提示すること。

b) 自らの暫定留置、勾留の管理、執行における決定、行為に対する不服申立の解決の決定を受けること。

2. 被不服申立人は次の義務を有する。

a) 暫定留置、勾留の管理、執行における不服申立をされた決定、行為に関して陳述し、権限ある機関、個人に要求されたときは関連情報、書類を提供すること。

b) 法的効力を有する不服申立の解決の決定を遵守すること。

第 49 条 人民検察院の暫定留置、勾留の管理、執行における不服申立の解決に関する任務、権限

1. 不服申立をされた決定、行為に関する不服申立を受理・解決すること。
2. 不服申立人、被不服申立人に対し、不服申立に関して陳述し、関連情報、書類を提供するよう要求すること。
3. 不服申立の受理に関して書面で通知し、不服申立人、被不服申立人に解決の決定を送付すること。
4. 自らの不服申立の解決に関し、法的責任を負うこと。

第 50 条 暫定留置、勾留の管理、執行における不服申立の解決の期限およびその解決の決定の送付期限

1. 暫定留置の管理、執行の第一回不服申立の解決期限は、不服申立の受理日から起算して 2 日、勾留の管理、執行の第一回目不服申立の解決期限は、不服申立の受理日から起算して 5 日である。
2. 暫定留置の管理、執行の第二回目不服申立の解決期限は、不服申立の受理日から起算して 3 日、勾留の管理、執行の第二回不服申立の解決期限は、不服申立の受理日から起算して 10 日である。
3. 複雑な事件の場合、必要に応じて不服申立の解決期限を延長することができる。但し、暫定留置の管理、執行の場合は、不服申立の解決期限が経過した後 5 日を超えてはならない。勾留の管理、執行の場合は、不服申立の解決期限が経過した後 20 日を超えてはならない。
4. 不服申立の解決の決定を発付した時点から 24 時間以内に、その不服申立の解決の決定を発付した者は、不服申立人、被不服申立人にその解決の決定を送付することとする。

第 51 条 暫定留置、勾留の管理、執行の不服申立の解決書類

1. 不服申立の解決書類は以下の通りである。
 - a) 不服申立状、または不服申立の内容を記す文書
 - b) 被不服申立人の陳述書
 - c) 審査、確認、結論の議事録
 - d) 不服申立の解決の決定
 - d) その他関連書類

2. 不服申立の解決書類にはページ番号が付けられ、不服申立解決機関で保管されなければならない。

第 52 条 暫定留置、勾留の管理、執行の第一回不服申立解決の手順

1. 第一回不服申立を解決する権限ある検察院は、不服申立を受理した後、審査を実施し、不服申立人、被不服申立人に陳述し、不服申立の関連情報、書類を提供するよう要求する。不服申立の内容を明確にするため、関係機関、組織、個人と協議をした上で、第一回不服申立の解決の決定を発行する。

2. 本法に定められた時効期間内に不服申立人が更に不服申立をしなければ、第一回不服申立の解決の決定は法的効力を有する。

第 53 条 暫定留置、勾留の管理、執行の第一回不服申立解決の決定内容

第一回不服申立解決の決定の内容は、下記通りの事項を含まなければならない。

1. 決定発行機関名、年、月、日
2. 不服申立人、被不服申立人の氏名、住所
3. 不服申立の内容
4. 不服申立の内容を審査する結果
5. 不服申立を解決する法的根拠
6. 不服申立が正しい、一部正しい、または正しくないという結論を出す。
7. 不服申立をされた決定の保持・取消し、もしくは修正・一部削除の要求、または不服申立をされた決定、行為の執行を中止すること。
8. 違法決定、行為による損害の賠償およびその違法決定、行為による結果の是正。
9. 当事者の次の不服申立権利を案内する。

第 54 条 暫定留置・勾留の管理、執行における第二回不服申立解決の手続

1. 更に不服申立が続く場合は、不服申立人は第二回不服申立を解決する権限ある検察院に不服申立状、第一回不服申立の解決決定の複写および関連書類を送付しなければならない。

2. 不服申立の解決過程において、第二回不服申立を解決する権限ある検察院は、第一回不服申立を解決した検察院、関係機関、組織、個人に不服申立の内容に関係する情報、資料を提供するよう要求できる権限がある。また、必要に応じて、被不服申立人、不服申立人と協議をする。不服申立を解決するため、

審査を執行し、法律所定、またはその他の措置を取らなければならない。要求を受けた機関、組織、個人は、その要求を執行しなければならない。第二回不服申立の解決の決定は法的効力を有する。

第 55 条 暫定留置、勾留の管理、執行における第二回不服申立の解決決定の内容

第二回不服申立の解決決定の内容は、下記通りの事項を含まなければならない。

1. 決定を下した機関名、年、月、日
2. 不服申立人、被不服申立人の氏名、住所
3. 不服申立の内容
4. 不服申立の内容を審査する結果
5. 不服申立を解決する法的根拠
6. 不服申立の内容および第一回不服申立を解決する権限ある者の解決に関する結論。
7. 不服申立をされた決定の保持・取消し、もしくは修正・一部削除の要求、または不服申立をされた決定、行為の執行を中止すること。
8. 違法決定、行為による損害の賠償およびその違法決定、行為による結果の是正。

第 2 部

暫定留置、勾留の管理、執行における告発、告発解決

第 56 条 暫定留置、勾留の管理、執行における告発

1. 被暫定留置人、被勾留人および全国民は、暫定留置、勾留の管理、執行において、国家の利益および機関、組織、個人の合法的権利、利益を侵害する、または侵害する恐れがある、あらゆる権力者の違法行為を、権限ある機関、個人に告発する権利を有する。
2. 暫定留置、勾留の管理、執行における権限ある機関、個人は、告発状を受領してから 24 時間以内に同級検察院に送付しなければならない。

第 57 条 暫定留置、勾留の管理、執行における告発人の権利、義務

1. 告発人は次の権利を有する。

- a) 権限ある機関、個人に告発状を送付し、または直接告発すること。
- b) 自らの氏名、住所および書いた文字の守秘を要求すること。
- c) 告発の解決結果についての通知を要求すること。
- d) 権限ある機関に、脅迫・復讐される場合には保護を要求すること。

2. 告発人は次の義務を有する。

- a) 告発内容を誠実に陳述すること。
- b) 自らの氏名、住所を明確にすること。
- c) 虚偽の告発に法的責任を負うこと。

第 58 条 暫定留置、勾留の管理、執行における被告発任の権利、義務

1. 被告発人は次の権利を有する。

- a) 告発内容について通知を受けること。
- b) 告発内容が真実ではないことを証明する証拠を提出すること。
- c) 自らの侵害された合法的権利、利益、名誉、人品の回復を受け、虚偽告発により生じた損害の賠償を受けること。
- d) 権限ある機関、組織、個人に虚偽告発者の処分を要求すること。

2. 被告発人は次の義務を有する。

- a) 告発された行為について説明すること。権限ある機関、個人が要求したときに関連情報、書類を提供すること。
- b) 権限ある機関、個人の告発処理決定に従うこと。
- c) 損害を賠償し、自己の違法行為による結果を是正すること。

第 59 条 暫定留置、勾留の管理、執行における告発解決書類

1. 告発解決は文書にしなければならない。告発解決書類は以下の通りである。

- a) 告発状、または告発内容を記す文書
- b) 告発解決の受理決定
- c) 確認書、鑑定結果、解決過程において収集された情報、書類、証拠
- d) 被告発人の陳述書
- d) 告発解決人が他人に確認の実施を委託した場合は、告発内容の確認結果についての報告書

- e) 告発内容の結論
- g) 処理決定
- h) その他関連書類

2. 告発解決書類は書類順番によるページ番号を付けなければならない。告発解決書類の保存、利用、使用は法定の通り実施され、告発人の情報が漏洩しないように保証される。

第 60 条 告発解決の権限、手続、期限

1. 人民検察院の告発解決の権限、手続は、人民検察院組織法の第 23 条 4 項および第 29 条の規定に従って実施する。
2. 告発解決の期限は告発受理日から起算して 60 日間で、複雑な事件の場合は、解決期限を延長することができるが、90 日間を超えてはならない。
3. 犯罪証拠がありそうな法律違反行為に関する告発は、刑事訴訟法の規定に従って解決する。

第 61 条 告発を解決する権限ある人の責任

1. 権限ある機関、個人は、各々の任務および権限の範囲内において、法律に従って告発を受領し、直ちに解決しなければならない。違反者を厳正に処分し、起こり得る損害を防止するための必要な措置を採り、解決決定が厳正に執行されることを確保し、自らの解決に法的責任を負うこととする。
2. 告発の解決をする権限ある人が、告発を解決せず、解決の責任を負わず、または違法に解決したときは、その違反の性質と度合に応じて、懲戒処分を受けまたは刑事責任を追及されることになる。損害を発生させた場合は、法定の損害賠償をしなければならない。

第 10 章

暫定留置、勾留の管理、執行における責任

第 62 条 政府の責任

1. 暫定留置、勾留の執行に関して、全国において統一的に国家管理すること。
2. 暫定留置、勾留の管理、執行に関して、政府機関、省人民委員会を指導すること。

3. 暫定留置、勾留の執行に関して、最高人民裁判所、最高人民検察院と協力すること。

4. 暫定留置、勾留の管理、執行に関して、毎年定期的に国会に報告すること。

第 63 条 公安省の責任

暫定留置、勾留の執行上の国家管理を政府に支援する公安省は、次の責任を有する。

1. 暫定留置、勾留執行に関する法律規范文書を権限範囲により公布し、もしくは権限ある機関に提出して公布してもらう。暫定留置、勾留の執行に関する法律を実行すること。

2. 業務を指導し、暫定留置、勾留の執行に関する法律規定の統一的な適用について案内すること。

3. 本法の規定に逆らう暫定留置、勾留の執行規定を権限範囲に停止・廃止し、もしくは権限ある機関に廃止するよう建議すること。

4. 費用配分を決定し、暫定留置、勾留の管理、執行のための条件を確保すること。

5. 暫定留置、勾留の管理、執行に関する書式、書類、記録帳を発行すること。

6. 暫定留置、勾留の執行に関するデータベースを作成・管理すること。

7. 暫定留置、勾留の執行に関する国家統計を行い、暫定留置、勾留の管理、執行を政府に報告すること。

8. 暫定留置、勾留の管理、執行を検査・監査・表彰・違反処理すること。

9. 組織のシステム、定員、人材を管理し、暫定留置、勾留の管理、執行に関する業務を教育・訓練・養成すること。

10. 暫定留置、勾留の管理、執行に関して、中間会議、総括会議および研究発表会を行うこと。

11. 暫定留置、勾留の管理、執行における国際協力をする事。

第 64 条 国防省の責任

1. 暫定留置、勾留の執行に関する法律文書を権限の範囲に公布し、人民軍における暫定留置、勾留の執行に関する法律を実行すること。

2. 業務を指導し、人民軍における暫定留置、勾留の執行に関する法律規定の統一的な適用を案内すること。
3. 本法の規定に逆らう暫定留置、勾留の執行規定を権限範囲に停止・廃止し、もしくは権限ある機関に廃止するよう建議すること。
4. 費用配分を決定し、人民軍における暫定留置、勾留の管理執行のための条件を確保する。人民軍における医療施設に、被暫定留置人、被勾留人を診断・治療するための区域・個室を設置するよう指導すること。
5. 人民軍における暫定留置、勾留の管理、執行に関する書式、書類、記録帳を発行すること。
6. 人民軍における暫定留置、勾留の執行に関する統計を行い、暫定留置、勾留の執行に関するデータベース作成において、公安省と協力すること。
7. 法律の規定に従って、人民軍における暫定留置、勾留の管理、執行に関して、検査・監査・表彰し、違反を処理すること。
8. 組織のシステム、定員、人材を管理する。自民軍における暫定留置、勾留の管理、執行に関する業務を教育・訓練・養成すること。
9. 人民軍における暫定留置、勾留の管理、執行に関して、中間会議、総括会議および研究発表会を行うこと。

第 65 条 最高人民検察院の責任

1. 公安省、国防省および関係機関と協力し、暫定留置、勾留の執行に関する法律執行を案内すること。
2. 本法および関連法律の規定に従って、各級の検察院に対し、暫定留置、勾留の管理、執行を検察し、不服申立、告発を解決するよう検察・指導すること。
3. 法律の規定に従って、暫定留置、勾留の執行に関する統計、報告制度を執行すること。

第 66 条 最高人民裁判所の責任

1. 公安省、国防省および関係機関と協力し、暫定留置、勾留の執行に関する法律執行を案内すること。
2. 法律の規定に従って、暫定留置、勾留の執行に関する統計、報告制度を執行すること。

第 67 条 保健省の責任

保健省は省、県の診療施設に対し、被暫定留置人、被勾留人を診断し、治療するための区域・個室を配置し、または建設するよう指導する。また、保健施設、または、保健機関に対し拘置所の被暫定留置人、被勾留人の疾病予防、防止、診断、治療を案内し、支援するよう指導すること。

第 68 条 労働傷病兵社会福祉省の責任

労働傷病兵社会福祉省は労働傷病兵社会福祉局、社会養護施設は、本法および関連法律の規定に従って親族に世話、養護をしてもらわない被暫定留置人、被勾留人の児童を受け付け、世話、養護をするよう指導すること。

第 69 条 財政省の責任

財政省は公安省、国防省と協力し、暫定留置、勾留の管理、執行条件を確保するため経費の予算を作成することとする。

第 70 条 計画投資省の責任

計画投資省は公安省、国防省と協力し、本法の執行を確保するための方法、施設、技術を装備する計画を策定することとする。

第 71 条 省人民委員会の責任

省人民委員会は土地を与え、地方の予算における費用を支援し、地方における拘置所の建設、管理に有利な条件を与え、地方の公共団体に拘置所の治安、安全保障に対し協力するよう指導すること。

第 11 章

執行条項

第 72 条 執行効力

本法は 2016 年 07 月 01 日より発効する。

第 73 条 詳細規定

政府および権限ある機関が本法の各条、各項目の詳細を定める。

本法は、2015 年 11 月 25 日にベトナム社会主義共和国国会第 13 期国会第 10 会期に可決された。

国会議長

(署名した)

グエン・シン・フン